

特定非営利活動法人
ワークステージ

定 款

(直近変更：平成 30 年 6 月 16 日)

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条 - 第 5 条)
第 2 章	会 員	(第 6 条 - 第 11 条)
第 3 章	役 員	(第 12 条 - 第 17 条)
第 4 章	総 会	(第 18 条 - 第 27 条)
第 5 章	理 事 会	(第 28 条 - 第 34 条)
第 6 章	資産、会計及び事業計画	(第 35 条 - 第 45 条)
第 7 章	事 務 局	(第 46 条 - 第 47 条)
第 8 章	定款の変更及び解散	(第 48 条 - 第 50 条)
第 9 章	雑 則	(第 51 条 - 第 52 条)
	附 則	

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 ワークステージという。

第 2 条 (事務所)

この法人は、事務所を大阪府大阪市阿倍野区共立通 1 丁目 4 番 14 号に置く。

第 3 条 (目的)

この法人は、障害のある人や働くのが困難な人に対し、就労や生活の支援等を行う活動を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる心豊かな社会の実現を目指すことを目的とする。

第 4 条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げるもののうち次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (別表 1 号)
- (2) 社会教育の推進を図る活動 (別表 2 号)
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (別表 15 号)
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (別表 17 号)

第 5 条 (事業の種類)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び特定相談支援事業、一般相談支援事業及び地域生活支援事業
 - ② 障害者職業訓練に係わる事業
 - ・ 短期職業訓練、精神障害者の就業準備訓練
 - ③ 障害者の自立のための生活支援事業
 - ④ 在宅での就業支援事業
 - ⑤ 介護福祉分野や就業支援分野などのサービスを担う人材の育成や教育
 - ⑥ ニートなどの就労困難層への教育と訓練
 - ⑦ 余暇活動や仲間作りを行うための支援活動
 - ⑧ 障害者の権利擁護に関する活動
 - ⑨ その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 6 条 (種別)

この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員を持って特定非営利活動促進法上の社

員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

第7条（入会）

会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（退会）

会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

第10条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき。

第11条（抛出金品の不返還）

会員が、納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第3章 役員

第12条（種別）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2. 理事のうち、1人を代表理事とする。

3. 理事及び監事は、総会において選任する。

4. 代表理事は、理事の互選により定める。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

第13条（職務）

代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第14条（任期）

役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

第15条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

第 18 条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第 19 条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 20 条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 21 条（開催）

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 3 項第 4 号の規定により招集したとき。

第 22 条（招集）

総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は監事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 23 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 24 条（定足数）

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会をすることができない。

第 25 条（議決）

総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第 26 条（書面表決等）

やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

第 27 条（議事録）

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

第 28 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 29 条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 30 条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

第31条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、5日前までに各理事並びに監事に通知しなければならない。

第32条（議長）

理事会の議長は、代表理事が当たる。

第33条（議決等）

この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第34条（議事録）

理事会の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

第35条（資産）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第36条（資産の区分）

この法人の資産は、次に掲げる事業とする。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

第 37 条 (資産の管理)

資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 38 条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第 39 条 (会計の区分)

この法人の会計は、次に掲げる事業とする。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

第 40 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 41 条 (予備費の設定及び使用)

前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 42 条 (暫定予算)

第 40 条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 43 条 (事業報告書及び決算)

代表理事は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 44 条 (長期借入金)

この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第 45 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事 務 局

第 46 条 (設置)

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員は、代表理事が任免する。

第 47 条 (書類および帳簿の備置き)

事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書

類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

第 48 条（定款の変更）

この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 49 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 50 条（残余財産の処分）

解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 9 章 雑 則

第 51 条（公告）

この法人の公告は官報により行う。

ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 52 条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立時の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 入会金 0 円 年会費 一口 5,000 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 一口 5,000 円

3. この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、2009 年 6 月 30 日までとする。

(1) 代表理事 氏 名 竹本 伊津子

(2) 理事 氏 名 久保 克己

氏 名 安田 忠一

氏 名 矢野 孝

氏 名 東堀 克己

(3) 監事 氏 名 秦 京子

4. この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

2025年度事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

特定非営利活動法人 ワークステージ

I 事業の実施方針

法人理念の「その人らしく働き、暮らす」をより価値のあるものにするため、これまで以上に就労支援活動と本人希望に合わせた生活環境への支援と共に余暇活動の充実を図る。府域の各市町村から生活支援事業（移動支援事業）を受託し、利用者のメリハリのある社会生活の実現を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続B型事業・生活介護事業・就労定着支援事業

(定款第5条(1)①)

【内 容】企業などから簡易作業の請負を行い、福祉的な就労の場として利用者の就業の場を提供する。一般就労希望者には就業に向けた支援や就労後の定着支援を行う。さらに加齢を迎えた利用者には、生活介護事業でゆったりと活動できる環境を提供し、豊かな社会生活が送れるよう支援する。

2025年度は福祉的就労の工賃アップにむけ、様々な関係先と連携を図る。

【実施場所】ワークステージやた：大阪市東住吉区矢田2-13-14

【実施日時】月曜日～金曜日 9時～17時（祝祭日を除く）

【事業の対象者】大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】61,834,548円

(就労支援事業収入4,470千円、自立支援等収入57,363千円)

【費 用】58,891,210円

(人件費44,618千円、売上原価3,546千円、旅費交通費405千円、通信費549千円、減価償却費804千円、地代家賃4,120千円、消耗品費788千円、修繕費357千円、水道光熱費614千円、リース料793千円、保険料302千円、諸会費23千円、租税公課143千円、広告宣伝費192千円、研修教育費123千円、支払手数料154千円、会議費15千円、支払報酬533千円、保健衛生費52千円、雑費752千円)

(2) 共同生活援助（グループホーム）・短期入所事業（ショートステイ）・自立生活援助事業

(定款第5条(1)①、③)

【内 容】共同生活を支え、ひとり暮らしへの移行に繋ぐステップアップ型の共同生活援助を行う。加齢を迎えた人へは、住処としてゆっくり安心な共同生活の場を提供する。また緊急に住居を必要とする場合や家族と離れた生活の準備の場として短期入所事業

を実施する。グループホーム等から地域のひとり暮らしに移行した人へは、生活の困りごとに対する緊急の生活援助を行い、地域生活を支える。

2025 年度はグループホーム拠点を現在の 2 ヶ所から 3 か所に増設し、共同生活支援の需要に応える。

【実施場所】 ライフステージあべの：大阪市阿倍野区共立通 1－4－1 4

【実施日時】 月曜日～金曜日 9 時～17 時（祝祭日を除く）

サービス提供日 年中無休 365 日 24 時間

【事業の対象者】大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で、福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】 65,413,275 円

（自立支援等収入 50,373 千円、利用料収入 736 千円、短期入所利用料 4,663 千円、共同生活援助利用料 9,640 千円）

【費 用】 65,390,460 円

（人件費 43,818 千円、旅費交通費 47 千円、通信費 855 千円、減価償却費 216 千円、地代家賃、9,087 千円、消耗品費 1,755 千円、修繕費 500 千円、水道光熱費 2,772 千円、リース料 781 千円、保険料 77 千円、新聞図書費 98 千円、諸会費 15 千円、租税公課 38 千円、広告宣伝費 164 千円、研修教育費 105 千円、支払手数料 163 千円、会議費 78 千円、給食費 3,918 千円、支払報酬 455 千円、雑費 440 千円）

（3） 居宅介護事業・移動支援事業

（定款第 5 条（1）①、③、⑦）

【内 容】 地域で一人暮らしをしている人やグループホームから一人暮らしへ移行した人に対し、働きながら安心して自分らしく暮らせるように居宅介護計画によりヘルパー派遣を行う居宅介護事業を実施する。

また余暇の充実や社会生活をスムーズに送るための移動支援サービスを提供する。生活支援部としてグループホームと連携し、一人暮らし移行を「一人暮らしへの滑走路」（移行支援プログラム）を活用し支援する。

2025 年度は、府域の各市町村から生活支援事業（移動支援事業）を受託し、より多くの利用者のメリハリある社会生活の実現を図る。

【実施場所】 居宅介護事業所はるか：大阪市阿倍野区昭和町 1－11－9

ワタナベハイツ 1 F

【実施日時】 月曜日～金曜日 9 時～17 時（祝祭日を除く）

サービス提供日 毎日 年中無休

通常 7：00～22：00（必要に応じ 24 時間）

【事業の対象者】大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で、福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】 35,689,951 円

(自立支援等収入 31,357 千円、利用料収入 474 千円、シェアハウス利用料 3,858 千円)

【費 用】 31,361,987 円

(人件費 24,016 千円、旅費交通費 4 千円、通信費 338 千円、減価償却費 34 千円、地代家賃 4,531 千円、消耗品費 444 千円、修繕費 100 千円、水道光熱費 895 千円、リース料 94 千円、保険料 71 千円、諸会費 8 千円、租税公課 23 千円、広告宣伝費 112 千円、研修教育費 72 千円、支払手数料 78 千円、会議費 27 千円、支払報酬 312 千円、雑費 197 千円)

上記以外の事業は、本年度は実施予定なし

2026 年度 事 業 計 画 書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 ワークステージ

I 事業の実施方針

法人理念の「その人らしく働き、暮らす」をより価値のあるものにするため、これまで以上に就労支援活動と本人希望に合わせた生活環境への支援と共に余暇活動の充実を図る。府域の各市町村から受託している生活支援事業（移動支援事業）をさらに活性化させ、多くの利用者の支援ニーズに応え、メリハリのある社会生活の実現を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続B型事業・生活介護事業・就労定着支援事業

(定款第 5 条 (1) ①)

【内 容】企業などから簡易作業の請負を行い、福祉的な就労の場として利用者の就業の場を提供する。一般就労希望者には就業に向けた支援や就労後の定着支援を行う。さらに加齢を迎えた利用者には、生活介護事業でゆったりと活動できる環境を提供し、豊かな社会生活が送れるよう支援する。

2026 年度は、生活介護事業の支援プログラムの充実を図る目的で、屋外活動の充実や社会資源と協力体制をさらに深化させ、地域社会の中で連動した動きを構築する。

【実施場所】ワークステージやた：大阪市東住吉区矢田 2-13-14

【実施日時】月曜日～金曜日 9 時～17 時（祝祭日を除く）

【事業の対象者】大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】61,834,548 円

(就労支援事業収入 4,470 千円、自立支援等収入 57,363 千円)

【費 用】58,891,210 円

(人件費 44,618 千円、売上原価 3,546 千円、旅費交通費 405 千円、通信費 549 千円、減価償却費 804 千円、地代家賃 4,120 千円、消耗品費 788 千円、修繕費 357 千円、水道光熱費 614 千円、リース料 793 千円、保険料 302 千円、諸会費 23 千円、租税公課 143 千円、広告宣伝費 192 千円、研修教育費 123 千円、支払手数料 154 千円、会議費 15 千円、支払報酬 533 千円、保健衛生費 52 千円、雑費 752 千円)

(2) 共同生活援助（グループホーム）・短期入所事業（ショートステイ）・自立生活援助事業

(定款第 5 条 (1) ①、③)

【内 容】共同生活を支え、ひとり暮らしへの移行に繋ぐステップアップ型の共同生活援助を行う。加齢を迎えた人へは、住処としてゆっくり安心な共同生活の場を提供する。

また緊急に住居を必要とする場合や家族と離れた生活の準備の場として短期入所事業を実施する。グループホーム等から地域のひとり暮らしに移行した人へは、生活の困りごとに対する緊急の生活援助を行い、地域生活を支える。

2026 年度はグループホーム拠点をさらに 1 か所追加し、4 か所とする。グループホームからの地域での一人暮らしは、年間 2 名以上を目標とする。

【実施場所】 ライフステージあべの：大阪市阿倍野区共立通 1－4－1 4

【実施日時】 月曜日～金曜日 9 時～17 時（祝祭日を除く）

サービス提供日 年中無休 365 日 24 時間

【事業の対象者】 大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で、福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】 69,626,397 円

（自立支援等収入 54,586 千円、利用料収入 736 千円、短期入所利用料 4,663 千円、共同生活援助利用料 9,640 千円）

【費 用】 70,170,460 円

（人件費 47,818 千円、旅費交通費 47 千円、通信費 855 千円、減価償却費 216 千円、地代家賃、9,867 千円、消耗品費 1,755 千円、修繕費 500 千円、水道光熱費 2,772 千円、リース料 781 千円、保険料 77 千円、新聞図書費 98 千円、諸会費 15 千円、租税公課 38 千円、広告宣伝費 164 千円、研修教育費 105 千円、支払手数料 163 千円、会議費 78 千円、給食費 3,918 千円、支払報酬 455 千円、雑費 440 千円）

（3） 居宅介護事業・移動支援事業

（定款第 5 条（1）①、③、⑦）

【内 容】 地域で一人暮らしをしている人やグループホームから一人暮らしへ移行した人に対し、働きながら安心して自分らしく暮らせるように居宅介護計画によりヘルパー派遣を行い、居宅介護事業を実施する。

また余暇の充実や社会生活をスムーズに送るための移動支援サービスを提供する。生活支援部としてグループホームと連携し、一人暮らし移行を、「一人暮らしへの滑走路」（移行支援プログラム）を活用し支援する。

2026 年度は、受託した各市町村から生活支援事業（移動支援事業）をさらに拡大活用し、グループ外出企画を多く企画し、余暇支援希望者に提供する。

【実施場所】 居宅介護事業所はるか：大阪市阿倍野区昭和町 1－11－9

ワタナベハイツ 1 F

【実施日時】 月曜日～金曜日 9 時～17 時（祝祭日を除く）

サービス提供日 毎日 年中無休

通常 7：00～22：00（必要に応じ 24 時間）

【事業の対象者】 大阪市を中心に大阪府域の障がいのある人（主に知的・発達障がい）で、福祉サービスの支給決定を受けている人

【収 益】 35,689,951 円

(自立支援等収入 31,357 千円、利用料収入 474 千円、シェアハウス利用料 3,858 千円)

【費用】 31,361,987 円

(人件費 24,016 千円、旅費交通費 4 千円、通信費 338 千円、減価償却費 34 千円、地代家賃 4,531 千円、消耗品費 444 千円、修繕費 100 千円、水道光熱費 895 千円、リース料 94 千円、保険料 71 千円、諸会費 8 千円、租税公課 23 千円、広告宣伝費 112 千円、研修教育費 72 千円、支払手数料 78 千円、会議費 27 千円、支払報酬 312 千円、雑費 197 千円)

上記以外の事業は、本年度は実施予定なし

2025年度活動予算書

特定非営利活動法人ワークステージ

2025年4月1日～2026年3月31日まで

(単位：円)

科目		金額			
I 経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費	300,000				
賛助会員受取会費	120,000				
(受取会費計)					420,000
2 受取寄付金					
受取寄付金	100,000				
(受取寄付金計)					100,000
3 事業収益					
		内訳			
	法人合計	(就労継続 支援B型・生 活介護・就 労定着支援 事業)	(共同生活 援助・短期 入所・自立 生活援助事 業)	(居宅介 護・移動支 援事業)	
就労支援事業収入	4,470,986	4,470,986			
自立支援等収入(処遇改善特例交付金含)	139,094,531	57,363,562	50,373,629	31,357,340	
利用料収入	1,210,343		736,000	474,343	
短期入所利用料	4,663,200		4,663,200		
共同生活援助利用料	9,640,446		9,640,446		
シェアハウス利用料	3,858,268			3,858,268	
(事業収益計)		61,834,548	65,413,275	35,689,951	162,937,774
4 その他収益					
受取利息	10,000				
雑収入	230,000				
(その他収益計)					240,000
経常収益計					163,697,774
II 経常費用					
1 事業費					
		内訳			
	法人合計	(就労継続 支援B型・生 活介護・就 労定着支援 事業)	(共同生活 援助・短期 入所・自立 生活援助事 業)	(居宅介 護・移動支 援事業)	
(1) 人件費					
給与手当	95,832,696	36,367,002	38,915,460	20,550,234	
法定福利費	12,549,067	5,721,632	4,007,936	2,819,499	
退職給付費用	2,208,000	1,008,000	672,000	528,000	
福利厚生費	1,865,040	1,522,360	223,600	119,080	
(人件費計)		44,618,994	43,818,996	24,016,813	112,454,803
(2) その他経費					
売上原価	3,546,000	3,546,000			
旅費交通費	457,676	405,964	47,142	4,570	
通信費	1,743,301	549,523	855,588	338,190	
減価償却費	1,055,134	804,548	216,445	34,141	
地代家賃	17,739,252	4,120,272	9,087,432	4,531,548	
消耗品費	2,988,124	788,454	1,755,645	444,025	
修繕費	957,316	357,316	500,000	100,000	
水道光熱費	4,282,899	614,555	2,772,728	895,616	
リース料	1,669,031	793,056	781,487	94,488	
保険料	451,023	302,567	77,028	71,428	
新聞図書費	98,299		98,299		
諸会費	48,000	23,200	15,932	8,868	
租税公課	205,525	143,925	38,500	23,100	
広告宣伝費	470,000	192,700	164,500	112,800	
研修教育費	300,000	123,000	105,000	72,000	
支払手数料	396,100	154,300	163,800	78,000	
会議費	120,000	15,000	78,000	27,000	
給食費	3,918,538		3,918,538		
支払報酬	1,300,000	533,000	455,000	312,000	
保健衛生費	52,800	52,800			
雑費	1,389,836	752,036	440,400	197,400	
(その他経費計)		14,272,216	21,571,464	7,345,174	43,188,854
事業費計		58,891,210	65,390,460	31,361,987	155,643,657
2 管理費					

(1) 人件費			
給与手当	0		
(人件費計)		0	
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信費	15,600		
会議費	10,000		
消耗品	2,000		
支払報酬	60,000		
租税公課	0		
(その他経費計)		87,600	
管理費計		87,600	
経常費用計			155,731,257
経常収支差額			7,966,517
税引前当期正味財産増減額			7,966,517
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			7,896,517
前期繰越正味財産額			65,871,080
次期繰越正味財産額			73,767,597

2026年度活動予算書

特定非営利活動法人ワークステージ

2026年4月1日～2027年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額				
I 経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費	300,000				
賛助会員受取会費	120,000				
(受取会費計)					420,000
2 受取寄付金					
受取寄付金	100,000				
(受取寄付金計)					100,000
3 事業収益					
	法人合計	内訳			
		(就労継続支 援B型・生活 介護・就労定 着支援事業)	(共同生活 援助・短期 入所・自立 生活援助事 業)	(居宅介 護・移動支 援事業)	
就労支援事業収入	4,470,986	4,470,986			
自立支援等収入(処遇改善特例交付金含)	143,307,653	57,363,562	54,586,751	31,357,340	
利用料収入	1,210,343		736,000	474,343	
短期入所利用料	4,663,200		4,663,200		
共同生活援助利用料	9,640,446		9,640,446		
シェアハウス利用料	3,858,268			3,858,268	
(事業収益計)		61,834,548	69,626,397	35,689,951	167,150,896
4 その他収益					
受取利息	10,000				
雑収入	230,000				
(その他収益計)					240,000
経常収益計					167,910,896
II 経常費用					
1 事業費					
	法人合計	内訳			
		(就労継続支 援B型・生活 介護・就労定 着支援事業)	(共同生活 援助・短期 入所・自立 生活援助事 業)	(居宅介 護・移動支 援事業)	
(1) 人件費					
給与手当	99,832,696	36,367,002	42,915,460	20,550,234	
法定福利費	12,549,067	5,721,632	4,007,936	2,819,499	
退職給付費用	2,208,000	1,008,000	672,000	528,000	
福利厚生費	1,865,040	1,522,360	223,600	119,080	
(人件費計)		44,618,994	47,818,996	24,016,813	116,454,803
(2) その他経費					
売上原価	3,546,000	3,546,000			
旅費交通費	457,676	405,964	47,142	4,570	
通信費	1,743,301	549,523	855,588	338,190	
減価償却費	1,055,134	804,548	216,445	34,141	
地代家賃	18,519,252	4,120,272	9,867,432	4,531,548	
消耗品費	2,988,124	788,454	1,755,645	444,025	
修繕費	957,316	357,316	500,000	100,000	
水道光熱費	4,282,899	614,555	2,772,728	895,616	
リース料	1,669,031	793,056	781,487	94,488	
保険料	451,023	302,567	77,028	71,428	
新聞図書費	98,299		98,299		
諸会費	48,000	23,200	15,932	8,868	
租税公課	205,525	143,925	38,500	23,100	
広告宣伝費	470,000	192,700	164,500	112,800	
研修教育費	300,000	123,000	105,000	72,000	
支払手数料	396,100	154,300	163,800	78,000	
会議費	120,000	15,000	78,000	27,000	
給食費	3,918,538		3,918,538		
支払報酬	1,300,000	533,000	455,000	312,000	
保健衛生費	52,800	52,800			
雑費	1,389,836	752,036	440,400	197,400	
(その他経費計)		14,272,216	22,351,464	7,345,174	43,968,854
事業費計		58,891,210	70,170,460	31,361,987	160,423,657
2 管理費					

(1) 人件費			
給与手当	0		0
(人件費計)			
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信費	15,600		
会議費	10,000		
消耗品	2,000		
支払報酬	60,000		
租税公課	0		
(その他経費計)		87,600	
管理費計		87,600	
経常費用計			160,511,257
経常収支差額			7,399,639
税引前当期正味財産増減額			7,399,639
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			7,329,639
前期繰越正味財産額			73,767,597
次期繰越正味財産額			81,097,236